



SMBC

CHINA MONTHLY

第139号

2017年1月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

<目次>

● 経済トピックス①	地方債務のリスク管理を強化 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也 2
● 経済トピックス②	中国におけるコンテンツビジネスの可能性 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 シニアマネジャー 吉田 賢哉 3~4
● 経済トピックス③	中国のインターネットプラス政策とその展開 日本総合研究所 調査部 上席主任研究員 藤田 哲雄 5~6
● 経済トピックス④	BPO 需要の拡大とビジネスチャンス 三井住友銀行（中国）企業調査部 部長代理 関 龍一 7
● マーケティング関連情報	中国において日系 B2B 企業が中国顧客を獲得するための戦略 船井（上海）商務信息諮詢有限公司 総経理 中野 好純 8~10
● 投資情報	商務部による加工貿易関連認可の廃止 デロイト トーマツ 中国サービスグループ 11~13
● マクロ経済レポート	中国経済展望 日本総合研究所 調査部 副主任研究員 関 辰一 14~18
● 金利為替情報	■中国人民元 ■台湾ドル ■香港ドル 三井住友銀行 アジア・大洋州トレジャリー部 (シンガポール駐在) エコノミスト 鈴木 浩史 19~21

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済ピックス①

TOPICS

SMBC China Monthly

地方債務のリスク管理を強化

日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

■地方政府債務の管理に関する新方針を発表

中国経済を展望するうえで、地方財政の健全化が注目されます。地方政府は、投資の拡大を目的として、地方債以外の手段で大量の資金を長年調達してきました。もし、地方債務の返済が全面的に滞った場合、財政・金融システム全体にもダメージが及びかねないからです。

こうした背景から、2016年11月、中央政府は「地方政府債務リスク応急処置プラン」(国弁函〔2016〕88号)を公表しました。このプランの特徴として、以下の3点を指摘できます(右表)。

第1に、緊急対策が必要な事態の明文化です。具体的には、①地方政府が債務の元利を期限通りに返済できない、②地方政府が偶発債務に対する担保責任等を果たせない、の2つのケースにおいて、財政・金融全般に及ぶリスクを誘発しかねない場合、緊急対策を実施する旨を表明しました。

第2に、責任の限定化です。例えば、融資平台(地方政府の資金調達会社)の抱える債務の返済が滞るのではとの懸念がくすぶるなか、2014年末までのものについては、地方政府が返済責任、あるいは一定の責任(担保責任、救済責任)を負うとしました。これは、2015年以降に発生した融資平台の債務は、地方政府債務に算入しない旨を表明したものと いえます。また、市や県、その上級行政機関である省政府の自己責任が強調され、中央政府の関与は省政府で処理しきれないケースでの対応や地方政府への指導等に限定する方針も示されました。

第3に、財政再建策の提示です。地方債務リスクを4段階に分け、それぞれのリスクに応じた対策(報告、債券発行の一時停止)を示すとともに、当該政府に対して財政再建策の実施を求めました。具体策として、①未納分の税徴収強化や資産売却による財源(債務の返済に充当)の確保、②必要最小限の公共サービスを除く財政支出の伸びをゼロないしは大幅に削減、③補助金支出の見直し、などがあげられています。

■景気減速は足元で一服

債務管理強化の方針を打ち出した背景には、地方財政の先行きに対する中央政府の危機感があります。習近平政権の進める構造改革において、地方財政の健全化が財政改革の柱であることはその証左でしょう。一方で、足元で景気の減速が一服し、景気浮揚目的の財政支出を増やす必要性が薄れたことも、このタイミングでリスク管理の強化を打ち出した一因と推測されます。1~11月の固定資産投資(除く農村家計)が前年同期比+8.3%と底打ちしたほか、輸出の8カ月ぶりの前年同月比プラス転換、11月の小売売上高の伸びの加速などが明るい材料として指摘できます。

もっとも、景気減速の一服は、インフラ投資の拡大や減税に依存するところが大きく、民需はなお回復の力強さを欠いています。こうした状況下で、債務管理強化を優先するあまり、急激な財政引き締めが行われた場合、経済は失速し、地方財政の破たんリスクをかえって高めかねません。地方財政の健全化と安定成長を両立させるバランスのとれた経済運営が習近平政権に求められています。

<地方政府債務リスク応急処置プラン>

指摘事項	ポイント
緊急対策が必要な事態	・地方政府が債務の元利を期限通りに返済できない(その恐れがある場合も含む) ・地方政府が偶発債務に対する担保責任等を果たせない
債務問題への対応	・地元政府(県、市、省)が一義的には対応し、中央政府の関与は省レベルでも対応できなかった場合などやリスク対応への指導などに限定
財政再建策	・財源確保に向けた徴収強化、資産売却、支出の大幅な抑制・削減など

(資料) 中国政府ホームページ

(注) 緊急対策が必要な事態として、財政・金融全般に及ぶリスクを誘発しかねないという条件も付く。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

 <p>経済トピックス② TOPICS</p>	<p>中国におけるコンテンツ ビジネスの可能性</p>	<p>日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 シニアマネジャー 吉田 賢哉 E-mail: yoshida.kenya@jri.co.jp</p>
	<p>SMBC China Monthly</p>	

近年、日本政府は、日本の魅力を海外で広めることを通じて、「衣」「食」「住」に関連したビジネスや、「コンテンツビジネス」(アニメ、ドラマ、音楽等)を拡大させていくことを狙う「クールジャパン戦略」を推進しています。

特に、日本のアニメや漫画作品は、世界的な知名度を誇るものが少なくないことから、更なるビジネスチャンスを獲得していく潜在力を有しているものと考えられます。

また、コンテンツ市場は世界的に拡大しており、その牽引役はアジア、特に中国となっていることから、日本のコンテンツ産業にとって中国は無視できない存在です。

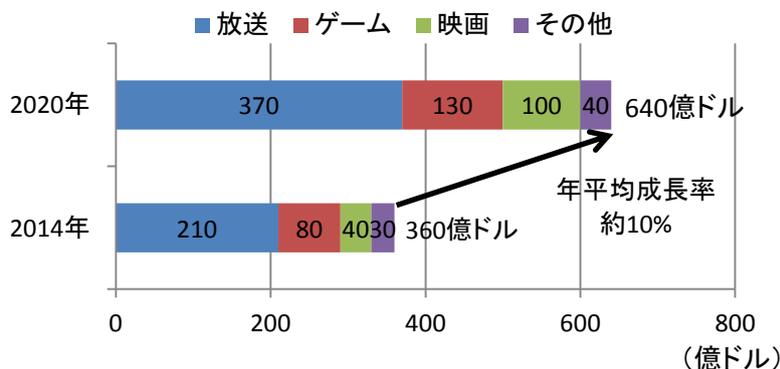
■中国のコンテンツ市場は2020年に約640億ドル規模に

経済産業省の資料「コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性」(2016年12月)によると、日本を除く海外のコンテンツ市場は、2014年では5,552億ドルであり、2020年には6,993億ドルに拡大するものと見込まれています。

このうち、中国市場は、2014年では約360億ドル(日本を除く世界の約6.5%)で、2020年には約640億ドル(同約9.2%)に拡大すると予測されています。

内訳としては、「放送」が最大で、次いで「ゲーム」、「映画」となっています。

【図表1】中国コンテンツ市場の推移



(出所) 経済産業省「コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性」(2016年12月)

(注) 上記資料におけるコンテンツ市場の区分は、「映画」「放送」「アニメ」「マンガ」「音楽」「ゲーム」「キャラクター」。規模の小さなものをまとめて「その他」とした。

■日本のアニメ産業の中国展開が進む

このような中国市場の拡大を受けて、日本のアニメ産業は中国を含む海外への展開を強化しています。一般社団法人日本動画協会によると、「2015年はアニメ産業が積極的に海外市場に対応を始めた年」であり、日本のアニメ産業の海外売上は、2014年の3,265億円から、2015年には5,833億円へと拡大しました。

海外展開状況を契約数ベースで見ると、2015年の総契約数4,345件のうち、1位は米国(298件)で、僅差の2位が中国(286件)となっています。なお、5位に台湾(152件)、11位に香港(91件)が入っています。

中国の順位は、2013年は6位(50件)、2014年は4位(64件)であったことから、日本のアニメ産業における中国の重要性は大きくなっているとと言えます。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

【図表2】日本のアニメ産業の海外売上高推移と国別展開状況（契約数）



(出所) 一般社団法人日本動画協会「アニメ産業レポート2016」

■コンテンツの種類により海外普及度の違いあり

日本のアニメ産業が中国市場での存在感を増していますが、日本のコンテンツは、まだまだ海外市場を十分に開拓できていない状況です。

前述の経済産業省の資料では、アジア主要都市における日本・欧米・韓国のコンテンツの普及度について触れており、「マンガ・アニメ」では、欧米・韓国よりも日本のコンテンツが普及している状況が確認できる一方で、「映画」や「音楽」などでは、日本よりも欧米・韓国のコンテンツが普及している状況が確認できます。

欧米や韓国も中国市場を狙っている中で、いかに日本のコンテンツを普及させるかが問われています。クールジャパン戦略では、字幕・吹き替え版の作成や国際見本市への出展、日本のコンテンツの魅力を発信するイベントの開催等の支援が進められており、このような国の政策と連携しながら日本のコンテンツの認知度向上を図っていくことが肝要です。

【図表3】アジア主要都市における日本・欧米・韓国のコンテンツ普及度

調査先 回答対象国	上海			香港			台湾		
	日本	欧米	韓国	日本	欧米	韓国	日本	欧米	韓国
よく見るマンガ・アニメはどこの国のものか	24%	6%	9%	79%	22%	7%	68%	15%	4%
好きなドラマはどこの国のものか	18%	30%	54%	50%	52%	61%	43%	50%	47%
よく聴く音楽はどこの国のものか	18%	30%	54%	46%	75%	47%	42%	84%	26%
好きな映画はどこの国のものか	11%	30%	36%	36%	62%	42%	41%	74%	33%

(出所) 経済産業省「コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性」(2016年12月)

(注) 複数回答。調査実施は2014年。

■規制への対応や海賊版対策等が課題に

中国でコンテンツビジネスを進めるには、いくつかの留意点があります。まず、中国の規制に対応していく必要があります。例えば、中国では海外映画の上映本数に制限があります。また、デジタルコンテンツのインターネット配信では、サーバーを中国に置く必要があるといったルールが存在します。このような中国の規制を理解する必要があります。

また、海賊版対策も求められます。アニメ等についてはインターネットの動画共有サイトへの違法なアップロード等が少なくないことから、中国の事業者には削除要請を効率的に行い、中国のファンを正規コンテンツへと誘導することも重要です。海賊版対策の普及啓発を行うことに加えて、字幕・吹き替えを行った正規版を、海賊版が出回るよりも早く中国市場に届けるといった対策も求められます。

このような課題に対応しつつ、地道なファン拡大を通じて、「欧米や韓国のコンテンツよりも、中国人により選ばれる日本コンテンツ」を目指していくことが大切です。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済ピックス③

中国のインターネットプラス政策とその展開

TOPICS

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

上席主任研究員 藤田 哲雄

E-mail: fujita.tetsuo@jri.co.jp

中国ではインターネットを活用した個人向けサービスが急速に発展し、世界的にも注目を集めています。2015年からはこの動きを既存産業の競争力強化に活用しようとする「インターネットプラス政策」が展開されており、その帰趨が注目されます。

■急速に発展する中国のインターネットビジネス

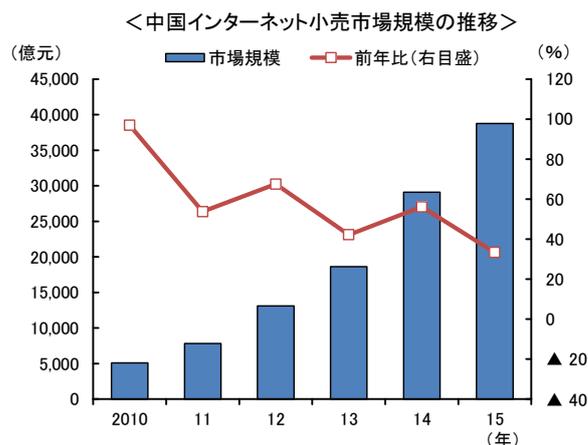
全世界のインターネットユーザー数は2016年6月末時点で約36億人とされますが、そのなかで中国は7億人を超える世界最大のユーザーを擁しています。人口普及率ではまだ5割程度ですが、第13次5カ年計画では、2020年に人口の85%にモバイルブロードバンドを普及させる目標が掲げられています。

中国ではインターネットの一般利用は1990年代後半から始まりましたが、中国政府は段階的にインターネットに対する規制を強め、2007年以降、影響力の大きいいくつかの米系企業が提供するインターネット上のサービスを順次国内で遮断しました。これにより、検索エンジンについてはバイドゥ (Baidu)、電子商取引についてはアリババ (Alibaba)、ソーシャルネットワークサービス (SNS) についてはテンセント (Tencent) という国内企業が、それぞれの分野で独占的地位を占めるようになりました。

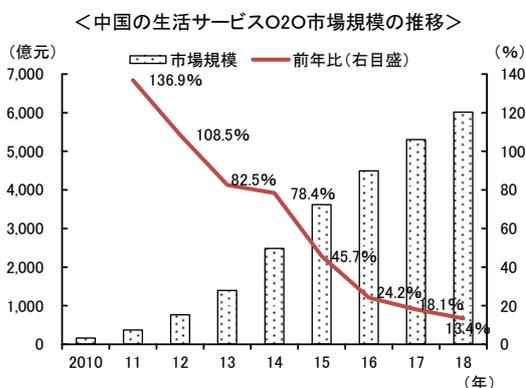
これらの中国系のインターネット企業は、当初は米系企業のビジネスモデルの模倣という色彩が強かったのですが、次第に独自の発展を遂げるようになりました。たとえば、電子商取引は2010年より急成長を続け、中国は世界の市場規模となりました。2015年の中国のネットショッピングのユーザー数は4億1,300万人、その市場規模 (B2C) は3兆8,800億元に達し、小売総額に占める電子商取引の割合は12.0%と米国 (8.0%) を上回ります (右上図)。

さらに、中国ではオンライン顧客にオフラインのサービスを提供するO2O市場が発達しました。配車サービス、家事サービス、出前サービスなど、顧客が店舗に赴くのではなく、スマートフォンなどで操作するだけで、提供者からサービスが顧客のもとに届けられます。一見すると、通常のネットショッピングと変わりませんが、物品の購入にとどまらずサービスとして利用されるものまで、きわめて短時間のうちに指定場所に提供されることが特徴です。その市場規模は2015年に3,600億元を超えましたが、今後も拡大すると予想されています (右下図)。

O2Oサービスの発達は世界的に投資家の注目を集め、中国のインターネット関連投資は急速に拡大しました。2012年から2015年までのベンチャーキャピタルによるインターネット関連投資の



(資料)CNNIC(中国インターネット情報センター)を基に日本総研作成



(資料)易觀智庫を基に日本総研作成
(注)2016年以降は予測データ。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

動きをみますと、2015年に中国は米国を金額、件数の両方で上回りました(右図)。

■インターネットプラス政策とは

2015年3月の政府工作報告において、李首相は「インターネットプラス」というコンセプトについて言及しました。インターネットプラスとは、インターネットを各産業と融合させ、新業態や新ビジネスの創出を図るものです。インターネットプラス政策は、産業のスマート化という狙いのほかに、雇用安定化や消費拡大の効

果も期待されています。インターネットプラス政策は、サプライサイドの構造改革の一つの柱として、製造業の競争力強化政策である「中国製造2025」と統合的に進展させることが必要であるとされ、2015年7月に指導意見として文書が発表されました。そこで示された基本的な考え方は、インターネットビジネスにおける中国のスケールメリットの優位性を活かし、消費や生産それぞれの領域において発展水準の向上を加速し、各業界において開発能力を高めて新たな経済成長のエンジンとする、というものです。

インターネットプラス政策では、積極的に融合を推進する11の重点分野を列挙しています。具体的には、①創業・革新、②協同製造、③現代農業、④スマートエネルギー、⑤包摂金融、⑥公共サービス、⑦物流、⑧電子商取引、⑨交通、⑩生態環境、⑪人工知能です。

■インターネットプラス政策の評価と展望

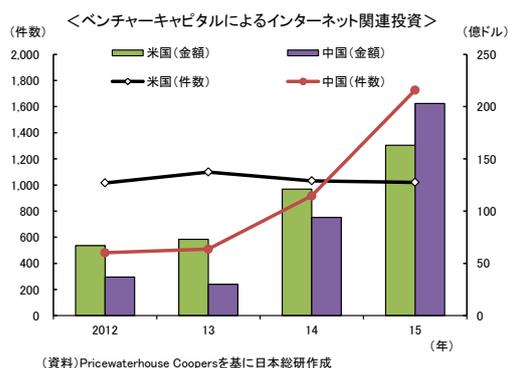
中国のインターネットプラス政策をみますと、わが国でも現在議論されている Society5.0 や第4次産業革命と比較して遜色ない未来の産業ビジョンが描かれています。先進国では、実世界にある多様なデータをセンサーネットワーク等で収集し、サイバー空間で大規模データ処理技術等を駆使して分析・知識化を行い、そこで創出した情報・価値によって、産業の活性化や社会問題の解決を図るという CPS (サイバーフィジカルシステム) の構築に鎬を削っています。中国のインターネットプラス政策も、その方向性や目指す具体的な目標は先進国と大差はありません。しかも、中国がとりわけ有利な点があります。

第1に、個人のスマートフォン利用人口が巨大であるがゆえに、個人に関するサービス分野で独自の展開の可能性があることです。

第2に、企業分野では、これまで非効率であったがゆえに、ネットワークの活用で高い効率化を達成する可能性があることです。日本の場合、すでに相当の効率化を達成しているため、費用対効果でなかなか新たな IT 投資に踏み切れないというケースが少なくありません。クラウドサービスの普及によって IT コストが低下するなかで、中国が後発者の利益を得る可能性があります。

第3は、イノベーションの推進が政策目標に明記されているため、新たなビジネスモデルの開発が既存の規制や制度と抵触する場合に、規制・制度の見直しを行う機運が高まりやすいことです。

列挙された重点分野のうち、すでにいくつかの分野では具体的なアクションプランが提示され、実行段階に入っています。さらに、中国政府が同時に推進する創業・イノベーション政策により、多くの起業家がインターネットを活用した新たなサービス開発に挑戦しており、今後多くの新たなビジネスモデルが登場することが期待されます。世界的に CPS 構築の競争が繰り広げられるなかで、部分的に中国がリードする可能性もあり、今後の動向を注視していく必要があります。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

中国では、人件費の高騰、事業拡大に伴う間接部門の肥大化、規制強化、販売先や消費者の要求水準の高まり等に対応すべく BPO 需要が増加しています。正確且つ肌目細かいサービスに強みを有する日本企業にとってのビジネスチャンス拡大も期待されます。

■BPO 需要の拡大

BPO(Business Process Outsourcing)とは、企業が自社の業務の一部を外部の専門企業に委託することであり、委託者は業務運営ノウハウや IT インフラ等を有する外部事業者の間接部門等の業務を委託することにより、経営資源のコア業務への集中や委託する業務の水準向上といったメリットが見込まれます。

中国では、ワーカー賃金を中心とした人件費の上昇や、事業拡大に伴う間接部門の肥大化等による収益力低下が続いています。また、政府が幅広い産業分野において品質水準や法令順守体制等を事業認可の条件とする動きも見られる中、社内体制の整備が伴わない企業も少なくありません。更に、販売先や消費者の要求水準は、品質やアフターサービス等多岐に亘って高まっており、斯かるニーズに応えるための機能強化も課題となっています。中国政府も第十三次五カ年計画で目指す産業の高度化をサポートする産業として、BPO 業界を育成する方針を掲げており、BPO 市場は急速に拡大しています。

こうした中、業務効率化に係る IT システムを手掛けるシステムインテグレーターのほか、金融機関等に販路を有する機器メーカー、画像認識(書類の電子化)や機械翻訳等の特定分野に強みを持つソフトウェア開発企業等、地場系企業による BPO 事業への新規参入の動きも活発化しています。

■日系企業のビジネスチャンス

今後、特に BPO の需要拡大が期待される分野を挙げれば、製造業ではコスト削減に向けたサプライチェーンの各段階における管理面の強化のほか、多様化する消費者ニーズの分析や広告企画力の向上において BPO 活用が必要になってくるとみられます。また、急成長しているネット通販業界では顧客の問い合わせやクレームへの対応から配送業務に至るまで、より正確且つ迅速に行うことが顧客満足度向上に繋がるほか、金融機関や医療機関等では個人情報等の管理体制の一段の強化が事業拡大の前提になってくるとみられます。なお、これらの分野は 2016 年 1 月に商務部から公表された「サービスアウトソーシング産業の重点発展領域の指導目録」の中でも明記されており、政策による支援も期待されます。

日系の BPO 事業者は、こうした高度なノウハウを要する分野に対しても正確且つ肌目細かく対応してきた実績がある上、元々各社は中国に多くのスタッフを抱えた日本向けのサービス拠点を有していることもあり、斯かる地の利を活かすことも可能なことから、今後の日系 BPO 事業者のビジネスチャンス拡大が期待されます。

(図表) BPO 事業の重点発展分野(中国商務部)

サプライチェーン管理
購買、配送、等
人的資源管理
人事・経理業務、等
専門業務
金融業界向け、医療業界向け、設備保守サービス、財務サービス、等
データ処理
データの収集・入力、保存・検索、加工、等
インターネットマーケティング
広告の企画及び効果検証、等

(出所) サービスアウトソーシング産業の重点発展領域の指導目録(中国商務部、2016年1月公表)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

マーケティング関連情報

REPORT

～中国において日系 B2B 企業が中国顧客を獲得するための戦略～

SMBC China Monthly

船井(上海)商務信息諮詢有限公司

総経理 中野 好純

E-mail: yosh@funaisoken.com.cn

■中国個人顧客獲得と日系企業顧客獲得でビジネスモデルが大きく異なる

今回は日系中国現法のうち、B2B 企業が中国市場で日系以外の顧客を獲得するにはどうすればよいのかをご説明します。

日系中国現法にも消費財メーカー（以下 B2C 企業）と IT 企業や産業財メーカー（以下 B2B 企業）があります。両者を比較すると、B2B 企業には「まずは中国内の日系企業市場、実績を積んだら中国企業にアプローチする」という戦略を取るケースが多く見られる一方で、B2C 企業では当初から中国の消費者（中国個人顧客）へアプローチするケースがほとんどです。なぜなら、中国にいる数万人の日本人相手ではビジネスとして成り立ちにくいからです。B2C 企業の中国個人顧客獲得戦略と B2B 企業の「まずは日系企業市場攻略」戦略には以下のように大きな違いが見られます。

B2C 企業 × 中国個人顧客獲得		B2B 企業 × 日系企業顧客獲得
自社ブランド、商品ブランド	市場開拓の武器	人脈
中国人社員	開拓のキープレイヤー	日本人幹部
現地採用中国人を日本人幹部がサポート	社内リソース拡張	日本人幹部を現地採用中国人がサポート
比較的大	市場開拓のための投資	比較的小
比較的大	リターン	比較的小
大きく異なる可能性が高い	日本の事業戦略との整合性	基本的に類似
進みやすい	現地法人のローカライズ	進みにくい
ローカライズが進めば関与は小さくなる	日本本社の関与	必然的に大きくなる
巨大市場にいかに対応できるかによる	事業拡大スピード	営業人員の成長度合による

以上のように、中国個人顧客獲得と日系企業顧客獲得でビジネスモデルが大きく異なります。中国で事業展開されている日系中国現法と一口にいても、扱う商品、対象とするマーケットなどにより全く違うビジネス戦略を採らないといけないことを理解しておかなければなりません。

■B2B 企業が中国顧客を獲得するためには戦略転換が必要

既に申し上げたように、B2B 企業には「まずは中国内の日系企業市場、実績を積んだ後に中国企業にアプローチする」という方針の会社が多いのですが、中国企業獲得には思い切った戦略転換が必要になります。

弊社（船井上海）は、コンサルティング会社でありますから B2B 企業になります。他の日系 B2B 企業と同じく、設立当初は日系顧客獲得の戦略から事業をスタートしましたが、設立 4 年目で中国顧客獲得の戦略に大きくシフトしました。（もちろん現時点でも多くの日系中国現法と大きなお取引をさせていただいていますので、あくまでも事業成長のために中国顧客獲得に踏み切ったとご理解いただければ幸いです。）

B2B 企業が中国顧客獲得にシフトする際のポイントを弊社（船井上海）の実際の体験を

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

もとにして以下に整理してみました。

■B2B 企業の中国顧客獲得戦略 1. — キープレイヤーの抜本的・戦略的シフトが不可欠

弊社（船井上海）では、実際に2015年より本格的に中国顧客獲得に踏み切りましたが、日系顧客獲得の延長上ではなく、まったく異なるマーケットに参画する感覚で戦略のシフトを行いました。

まずはキープレイヤーの抜本的シフトです。お客様が日系中国現法中心だった時代は社内の売上の多くを日本人コンサルタントが作り出す構造でした。それを中国人コンサルタントがサポートするという、まさに上記のB2B×日系顧客獲得戦略をそのまま採用していました。ところが3年目以降になると現地採用の中国人コンサルタントが日系顧客から新規案件を受注するケースがほとんど見られないという現実と直面します。モノの販売では完成された商品や売り物が明確ですが、コンサルティング事業ではコンサルタント＝商品となります。そのため「どうしてもコンサルタントの主担当者はコミュニケーションしやすい日本人のほうが望ましい」との日系のお客様の本音が見えてきました。しかし、日系顧客開拓を継続するために、日本本社からどんどん即戦力コンサルタントを送り込むことは現実的に難しい上に、人件費や駐在員コストの問題もでてきます。あらためて鳥の目で中国市場を見てみると潜在的なコンサルティング顧客は圧倒的に中国地場企業のほうが多いことがわかりました。その結果、中国顧客を獲得する戦略に思い切って早めに踏み切りました。

そうすると、日系顧客獲得戦略をとっていた時代と同じ課題と直面します。中国人社長の「中国語ができる日本人コンサルタントよりも、中国人コンサルタントに担当してもらいたい」という本音がすぐに見えてきたのです。中国人コンサルタントが担当し、そのバックに経験豊富な日本人コンサルタントがサポートする体制が最も中国顧客に安心感を与えるという結論にすぐにたどり着きました。よって、キープレイヤーは中国人コンサルタント、日本人はあくまで中国人コンサルタントのサポーターに徹する、という体制にシフトしていったわけです。

■B2B 企業の中国顧客獲得戦略 2. — 受注構造の抜本的見直しとしてストック型ビジネスに着手

弊社（船井上海）のようなコンサルタント企業の日系顧客獲得の戦略は非常に分かりやすい受注構造モデルになります。日本本社、中国現法、両方に対して受注型セミナーを企画し、セミナーに参加された日系企業が抱える個々の課題、テーマについてオーダーメイド型でコンサルティング企画書を作成し提案、その結果として受注するという流れです。

中国顧客獲得の戦略も最初は手探りで、同じような受注型セミナーを企画し、弊社の中国人コンサルタントが個別コンサルティングをしていました。しかし、お客様の求めるコンサルティングの規模、ゴール、そして期待するサポートにあまりにもばらつきがあり、完全個別対応を取ると生産性に大きな影響が出ることも早期に気がつきました。

このような事情から中国企業獲得戦略にシフトした当初には、対象業種をコンサルティング実績が多くあった飲食業界に絞り込み、飲食業界以外は全くやらないつもりで戦略を固めていました。さらに完全個別対応もやらず、弊社にとって進めやすい（横展開しやすい）コンサルティングテーマに完全に絞って、生産性の向上を図っていきました。

また、さらに効率的な受注構造をつくるために、日本本社（船井総研）がすでに完成させているストック型ビジネス手法を取り入れることを決断しました。受注型セミナーではなく、有料会員制の勉強会（弊社内では「研修会」と呼んでいます）を年に6回開催するというビジネスモデルです。年6回のこの研修会のなかで、弊社（船井上海）の全コンサ

ルタントが全顧客と1日で同じ場所で会えるということにしています。当然、研修会当日や翌日に個別の相談をいただくことが激増しました。受注型セミナーをやらなくても、研修会会員のお客様から個別案件をいただけるビジネスモデルに展開できたので、受注に掛かる時間・工数は大幅に削減できることになったのです。

以上のように述べてきましたが、弊社（船井上海）が中国顧客獲得にシフトするためにはどれだけ思い切った戦略転換（と試行錯誤）が必要だったかがおわかりいただけたでしょうか。

これから中国顧客獲得へのシフトを考えておられるB2B企業の日系中国現法の皆様の参考になれば幸いに思います。

船井（上海）商務信息諮詢有限公司

総経理 中野 好純

1970年生まれ。米国大手消費財メーカー（P&G）を経て1998年に船井総合研究所に入社。海外関連のコンサルティングプロジェクトを統括し、上海をはじめ中国主要都市で現地企業との提携、関係構築に注力。コンサルタントとしてはクライアント企業のグローバル化、海外戦略立案の支援に従事し、特にマーケティング、販促、ECを含む販路開拓を得意とする。2012年に株式会社船井総合研究所が上海に設立した現地法人（100%子会社）の総経理に就任。著書「中国市場で日本の商品を高く売るためのマーケティング戦略」（総合法令出版刊）



コラムに関するお問い合わせは yosh@funaisoken.com.cn まで。

投資情報

REPORT

SMBC China Monthly

**商務部による
加工貿易関連認可の廃止**

デロイト トーマツ 中国サービスグループ

E-mail: chugoku@tohatsu.co.jp

2016年8月25日、中国商務部は税関総署と連名で公告2016年第45号（以下、“45号公告”と表記）を公布し、9月1日より商務部門による加工貿易業務の関連審査・認可を全国で廃止することを明らかにしました。これにより、これまでの加工貿易契約の審査・認可、加工貿易における保税輸入原材料や部品等または加工完成品の中国国内販売に対する商務主管部門の審査・認可が廃止され、以下の認可証（中国語「批准証」）も発行されないこととなります。

- ・ 「加工貿易業務批准証」
- ・ 「オンライン監督管理企業加工貿易業務批准証」（「オンライン監督管理企業」の中国語表現は「聯網監管企業」）
- ・ 「加工貿易保税輸入材料部品国内販売批准証」
- ・ 「加工貿易価格不設定設備批准証」（「価格不設定設備」の中国語表現は「不作価設備」）

同時に、保税監督管理区域も、以下批准証の発行を停止します。

- ・ 「輸出加工区加工貿易業務批准証」
- ・ 「輸出加工区深加工結転業務批准証」

また、45号公告を受けて、税関総署は2016年10月9日に「45号公告の執行における関連問題の公告」（税関総署2016年第56号、以下“56号公告”と表記）を公布しました。56号公告では、商務主管部門と保税監督管理区域による批准証がない前提で、税関において「加工貿易手帳」（中国語表現は「加工貿易手冊」）とよばれる通関手帳の新規発行や変更手続きにおける変更等が明確化されました。

以下、45号公告の公布の背景、45号公告と56号公告の施行に伴う実務上の主な変更内容について解説します。

1. 45号公告の公布の背景

昨今、中国貿易収支は、輸出入ともに大幅に減少しています。これは輸入の4分の1、輸出の3分の1を占める加工貿易業務の落ち込みが大きな原因であると言われています。中国国内の労働賃金の上昇等により中国製造業のコストが上昇し、多くの外商投資製造企業は加工工場を含め、製造拠点をタイやマレーシア等の東南アジア諸国に移転しています。安い労働力などのコストメリットがない現在、加工貿易の持続的成長を如何に促すかという課題に対し、中国当局は融資提供の多様化、社会保険料の企業負担率の引下げ等、多方面に渡り改善策を打出しました。その改善策のひとつが、今回の45号公告による、加工貿易業務に関する商務主管部門等の審査・認可の廃止です。これにより企業の行政手続負担の大幅軽減が予想されます。

国務院は、広東省において2013年から3年間の期間限定で加工貿易業務に関する商務主管部門の審査・認可の廃止の試験導入を実施しており、その成果、今回45号公告によりその管理モデルを全国展開する運びとなりました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

2. 56号公告による税関手続き

加工貿易は、加工業務を委託する海外企業から、原材料や加工用部品の全部または一部、場合により加工用機械設備を、無償または有償で支給されるのが一般的です。この場合の原材料や部品は加工を経て全て輸出されることが想定されますので、海外から支給されたものについては、通常、輸入時に関税や増値税を課税しないという保税扱いが認められますが、そのためには、税関に加工貿易契約の届出を行い、保税扱いを受ける原材料や部品、加工用機械設備の輸入・輸出管理に利用する加工貿易手帳を発行してもらう手続きが必要です。また、加工貿易契約内容に変更が生じた場合は、加工貿易手帳の変更手続も発生します。

45号公告施行以前は、税関で加工貿易手帳を発行してもらうためには、企業は商務主管部門に対して、経営状況及び生産能力の申告を行い、加工貿易契約書を提出し、その審査を受けて「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」(以下、「生産能力証明」と表記)と「加工貿易業務批准証」を発行してもらう必要がありました。

上記の「加工貿易業務批准証」の申請においては、事前に申請用のシステムを導入し、そのシステム経由で審査の申請を行いますが、加工貿易契約の新規締結、変更、保税材料等の国内販売等の事項については、それぞれ申請しなければなりません。結果として、その都度、時間がかかり、企業にとって事務処理の負担が大きいほか、迅速な経営判断ができないとの問題がありました。

45号公告施行後は、商務主管部門からは「生産能力証明」のみの発行を受けることとなり、加工貿易契約の新規締結、変更、保税材料等の国内販売等の事項につき、商務主管部門の審査を受ける必要がなくなりました。

これを受けて、56号公告では、関連取り扱い事項が以下のように変更されました。

■ 加工貿易手帳について

- ① 税関手続において、2016年9月1日から2017年8月31日までを移行期間とする。
- ② 2016年9月1日以前に発行された加工貿易手帳は、手帳有効期間中継続使用できる。
2016年9月1日以降に加工貿易手帳の新規発行を申請する場合、9月1日以降に商務主管部門より発行された「生産能力証明」(以下、「新「生産能力証明」と表記)を提出する必要がある。なお、商務主管部門の「加工貿易業務批准証」等は不要となる。また、新「生産能力証明」の提出が困難な場合、移行期間中の経過措置として、9月1日以前に発行されたもの(以下、「旧「生産能力証明」と表記)と共に、商務主管部門による商品リスト(商品コード前4桁を含むもの)で代用することができる。
- ③ 移行期間中に加工貿易手帳の変更を申請する際、それが加工品目の増加が原因で商品コード前4桁が変更されたことに起因したものであれば、企業は新「生産能力証明」、または旧「生産能力証明」と商務主管部門による商品リスト(商品コード前4桁を含むもの)を提出する必要があるが、その他の事由による変更においては旧「生産能力証明」を使用できる。
- ④ 保税監督管理区域内の企業では、保税監督管理区域管理委員会が発行する「生産能力証明」をもって加工貿易手帳の新規発行や変更手続を行う。
- ⑤ 加工貿易手帳の有効期限は原則として1年以内とされるが、主管税関の確認を得て、最大2年まで延長することが出来る。また、飛行機や船舶等大型設備の製造に係るものは、実際契約期間をもって加工貿易手帳の有効期限とする。
- ⑥ 電子加工貿易手帳の新規発行や変更も同じ規定による。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

⑦ 禁止類・制限類商品¹に係る加工貿易手帳の新規発行や変更を申請する場合は、事前に商務部による認可を得る必要がある。

■ **保税材料等の国内販売について**

加工貿易に係る輸入原材料や部品、加工製品、作業くず、余剰材料、不良品、副産物、被災保税貨物等を国内販売する際、商務主管部門による批准証は不要となる。

また、従来通り、税関は国内販売の保税材料等に対し関税・増徴税と共に、延滞利息を追徴する。

■ **「生産能力証明」の申請について**

「生産能力証明」の申請する際の商務主管部門への経営状況及び生産能力の申告内容に、輸入材料等の名称、輸出製品の名称、及びそれぞれのコードが追加された。

また、別途通達により、商務主管部門の管理上の利便性から、「生産能力証明」の有効期限は、従来の発行日より1年間から、翌年の1月31日までに統一された。

3. その他

45号公告では、海外企業から無償で支給される加工用設備に関する商務主管部門による批准証の発行、また、深加工（加工半製品等への委託追加加工）に関する保税監督管理区域による批准証の発行を取り止めると規定していますが、56号公告ではそれらに関する加工貿易手帳の新規発行手続き等に言及していません。よって、今後このような事象に関連する当局の動向に留意する必要があります。

なお、本記事は執筆者の私見であり、デロイトトーマツグループの公式見解ではない点、お断り申し上げます。

【デロイト トーマツ グループ】

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

【デロイト トーマツ 中国サービス グループ】

デロイト トーマツでは、日本企業の海外展開をサポートしており、東京、大阪、名古屋、福岡をはじめとする日本国内の主要拠点に各分野の中国業務プロフェッショナルを配しています。また、30年以上にわたり、日本企業の対中投資や中国企業の対日投資における各種アドバイザーを実施すると共に、中国関連セミナー、デロイト トーマツ チャイナ ニュース、各種専門書籍による情報発信等のサービスを幅広く提供しています。

【デロイト トーマツ チャイナ ニュース】

中国ビジネスを展開している日本企業本社及び在中国の日系企業向けのニュースレターです。毎月、中国の投資・会計・税務の関連情報、デロイト中国の各事務所から提供された現地の最新情報を、タイムリーにお届けしています。購読にあたっては、デロイト トーマツ Web サイトより配信登録が可能です（登録無料）。

¹ 禁止類・制限類商品とは、精銅鉱、生皮、衛星テレビ受取設備、精製油等のように、関連規定において企業資質や数量などに対して制限のある商品を指す。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

マクロ経済レポート
REPORT
中国経済展望
SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部
副主任研究員 関 辰一
E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

先行き、景気は再減速

◆現状：景気減速は一服

中国では、工業生産に底入れの動きがみられるなど、景気減速の動きが一服。この背景として、自動車販売の大幅増加、住宅販売の拡大、公共部門の投資拡大などが指摘可能。

◆展望：景気は再減速

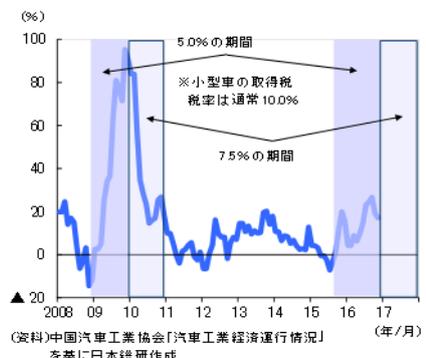
以下の4点を踏まえれば、先行き、景気は再び減速する見通し。

- ①小型車減税措置の縮小に伴い、自動車販売の伸びが大幅に低下する見込み。12月、当局は小型車減税措置の延長を決定したものの、軽減対象である取得税率を5%から7.5%に引き上げ（本来は10%）。
- ②住宅販売も10月にローンの頭金比率引き上げ等の住宅価格抑制策が約20都市で打ち出されたこと等を受けて頭打ちになる公算大。11月の住宅販売床面積は大幅に減少。
- ③民間企業は過剰債務・過剰設備の解消に向け、設備投資を抑制する公算大。実際、設備投資目的をはじめとする企業の資金需要は大きく低下。
- ④企業部門における構造調整の持続は、雇用に対する将来不安と所得の増勢鈍化を通じて消費抑制の動きにつながる見通し。

もっとも、公共部門の投資拡大が下支えとなり、2016年の実質成長率は6.7%、2017年は6.5%と、小幅な低下にとどまると予想。

12月16日に閉幕した中央経済工作会議は、2017年にさらなる「積極的な財政政策」を採ると決定。一方、「穏健な金融政策」という表現は昨年から変化なし。ただし、同会議の声明文は、資産バブルを抑制しつつ、金融システムリスクも回避しなければならない、と主張している点を踏まえれば、「中立的な」金融政策が採られる公算大。

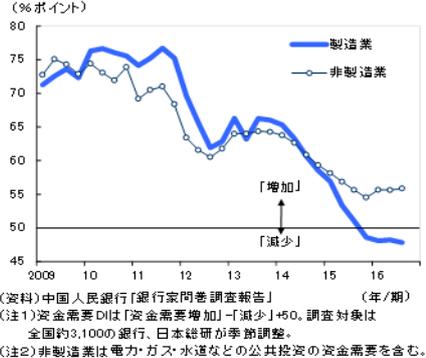
自動車販売台数(前年比)



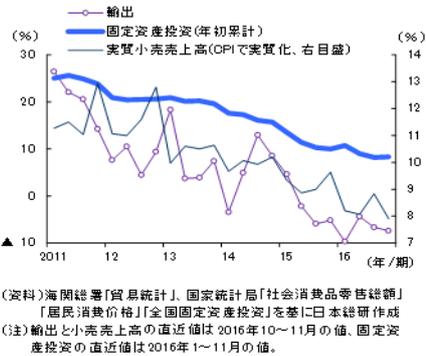
住宅販売と価格上昇都市数



企業の資金需要DI(季調値)



主要統計(前年比)



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家ににご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

保護貿易ムードの強まりは繊維産業等の大きなリスク

◆輸出：減少傾向

中国の輸出額は、2012年から2014年末にかけて増加したものの、その後減少傾向。もっとも、足許では資源国・新興国向けなどの輸出に下げ止まりの兆し。資源価格が底入れしたほか、新興国で金融・財政両面から景気てこ入れ策が打ち出されていることを踏まえれば、今後、輸出は増加に転じる見通し。

もっとも、不安定さが残る資源価格や世界的な保護貿易ムードの強まりが懸念されるなか、輸出の下振れリスクは払拭できない状況。とりわけ、米ランプ新政権の通商政策が最大の懸念材料。米国向け輸出のシェアは18%にのぼるため、公約通り高い関税を設定されると、中国にとって極めて大きなダメージに。米国向け輸出額のうち繊維・玩具・履物、電気機械、産業用機械のウエイトが高いため、特にこれらの分野に悪影響が及ぶ恐れ。

◆輸入：減少傾向

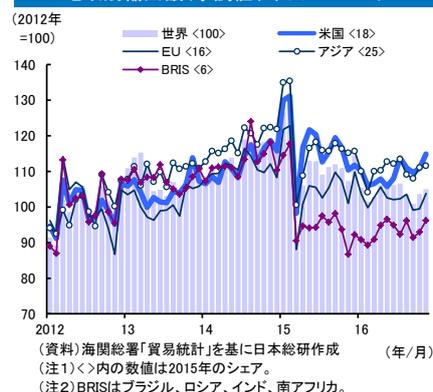
輸入額は、内需の弱まりや輸入価格の下落などにより減少傾向。とりわけ、資源国からの輸入額は資源安により低水準。

◆対中直接投資：伸び悩み

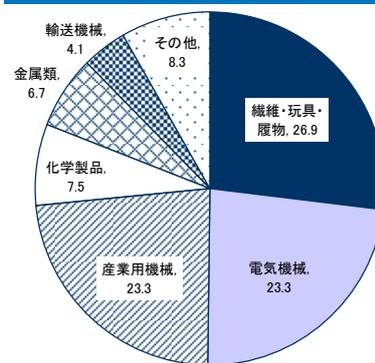
1～11月の米ドルベースの対中直接投資は前年同期比▲0.2%減少。人件費の上昇や内需拡大ペースの鈍化が背景。

国別にみると、日本からの投資は2011～2012年の投資急拡大の反動もあり、1～10月に前年同期比▲11.0%と、減少が持続。他方、米国からの投資は同73.6%と大幅増加。これまでの水準が低かったこと、米国企業は中国の消費構造の高度化や不良債権処理をビジネスチャンスと捉えていること、元安・ドル高が進んでいることなどが背景として指摘可能。

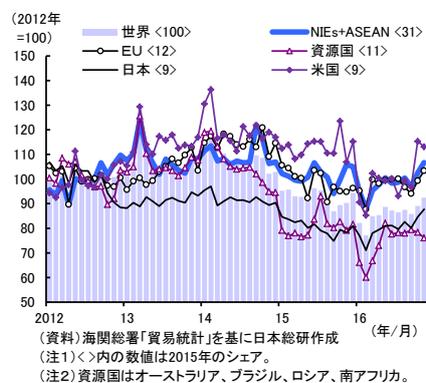
地域別輸出額(季調値、米ドルベース)



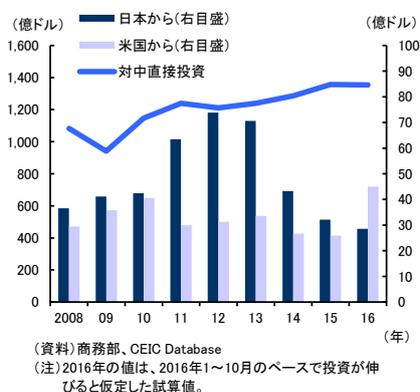
対米輸出額の商品別シェア(%、2015年)



地域別輸入額(季調値、米ドルベース)



対中直接投資



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家に相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

減税措置が縮小するなか、自動車販売の増勢は鈍化

◆個人消費：増勢は鈍化

実質小売売上高の伸び率は低下基調。2016年1～11月の実質小売売上高は前年同期比8.4%増と、2015年通年の前年比9.3%増から▲0.9%ポイント低下。自動車販売は好調ながら、通信機械、家電、衣料品などが不調。

雇用所得環境が徐々に悪化していることが背景。7～9月期の求人数は7四半期連続で減少。1～9月の1人当たり実質可処分所得の伸び率は前年同期比6.3%増と、2015年通年の同7.4%増から減速。

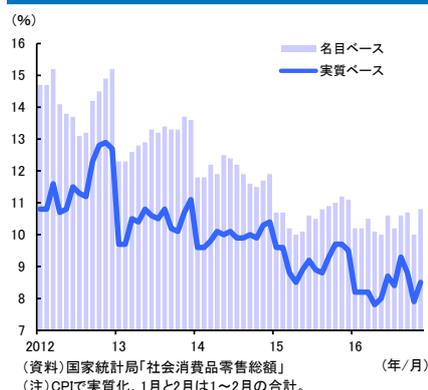
今後を展望すると、地方政府は生産設備や人員のリストラに対する数値目標を設定するよう求められているため、民間企業のみならず地方国有企業においても人員のリストラの動きが強まる公算。雇用に対する将来不安と所得の伸び鈍化を背景に、先行きも消費の減速基調が続くと見通し。

◆自動車販売の増勢は鈍化

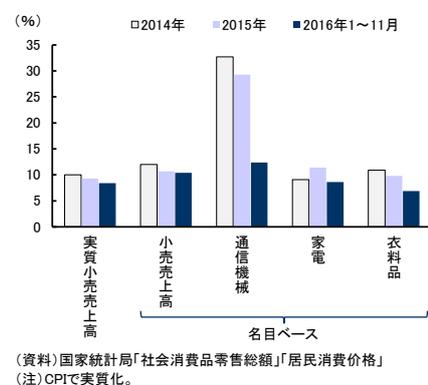
11月の自動車販売台数は前年同月比16.6%増と、高い伸びを維持。当初、財政部は排気量1,600cc以下の小型車の取得税率引き下げ（10%→5%）を2016年末までの時限措置と発表。2017年に入れば、減税措置は廃止されるとみられていたなか、駆け込み需要が発生。

2016年12月、当局は小型車減税措置に関して、取得税率を5%から7.5%に引き上げたうえで、2017年末まで延長すると発表。前回、小型車の取得税率を5%から7.5%に引き上げたのは2010年初であったが、当時の自動車市場を振り返ると、2009年後半は駆け込み需要から販売台数が急増したものの、2010年入り後には増勢が大きく鈍化するなど、減税措置の縮小に伴う反動が発生。今回も小型車減税措置の縮小によって、需要の増勢が鈍化する公算大。

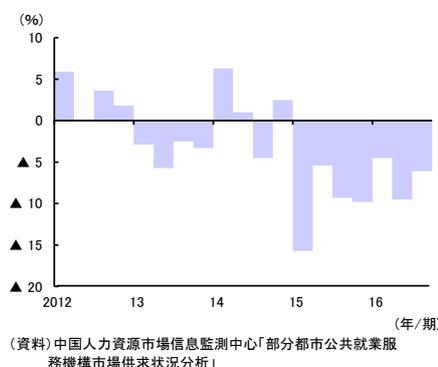
小売売上高(前年比)



品目別小売売上高(前年比)



都市部の求人数(前年比)



1人当たり実質可処分所得



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

民間企業は設備投資を抑制する公算大

◆固定資産投資：減速傾向

1～11月の固定資産投資は前年同期比8.3%増。伸び率は1～10月と同じであるが、2015年通年対比でみると▲1.7%ポイント低下。

民間固定資産投資は同3.1%増と、2015年通年の伸び率と比べると▲7.0%ポイント低下。この背景として、過剰設備・過剰債務を抱える状況の中で企業は新たな投資に慎重になったことが指摘可能。企業債務の対GDP比が日本のバブル期を上回り、元利支払い負担、バランスシート調整圧力が大きいと、企業の債務削減姿勢は簡単には解消しない見込み。企業は引き続き借入拡大に慎重になる見通しで、当面は民間投資の力強い回復は期待薄。

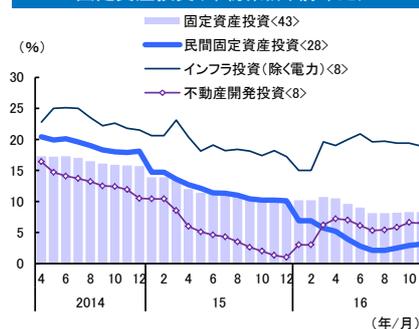
不動産開発投資は同6.5%増と、2015年通年の伸び率から5.5%ポイント上昇。中国人民銀行は2014年11月以降、政策金利を6回引き下げたほか、インターバンク市場で積極的に資金を供給。企業が借入拡大に慎重な姿勢を保つなか、金融機関は住宅ローンの拡大に注力。この結果、住宅販売は大幅に増加。

もっとも、住宅販売は10月にローンの頭金比率引き上げ等の住宅価格抑制策が約20都市で打ち出されたこと等を受けて、先行き落ち込んでいく見込み。一定のタイムラグを経て、住宅着工と不動産開発投資の伸び率も低下する見通し。こうしたなか、インフラ投資や国有企業の投資などの公共部門の投資拡大が景気を下支えする構図が続く公算大。

◆当局は銀行のリスク管理に対する監督管理を強化

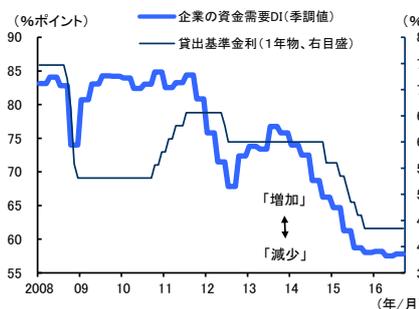
12月20日に中国人民銀行は、銀行理財商品は簿外となっているものの、リスクが顕在した際には銀行がオンバランス化することで問題を解決していると指摘。不良債権問題の透明化を進めるため、銀行理財業務を2017年の第1四半期から広義の銀行与信とみなすと発表。

固定資産投資(年初累計、前年比)



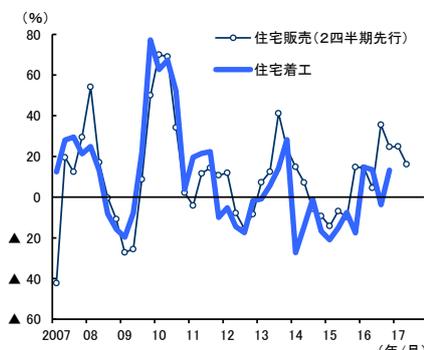
(資料) 国家統計局「全国固定資産投資」「民間固定資産投資」「全国房地產開発投資和銷售情況」
(注) ◇はGDPに占めるシェア、重複計上あり。

企業の資金需要と政策金利



(資料) 中国人民銀行「銀行家問卷調査報告」
(注) 資金需要DIIは「資金需要増加」-「減少」+50、調査対象は全国約3,100の銀行、日本総研が季節調整。

住宅販売と住宅着工(床面積、前年比)



(資料) 国家統計局「全国房地產開發投資和銷售情況」を基に日本総研作成

不良債権残高と不良債権比率



(資料) 銀行業監督管理委員会「銀行業監督統計指標 季度情況表」

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家に相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

名目実効為替レートに底入れの動き

◆物価：工業生産者出荷価格が上昇

11月のCPIは前年同月比+2.3%と10月から0.2%ポイント上昇。11月のPPIは同+3.3%と上昇ペースが加速。減産効果や公共投資の拡大による需給改善、輸入価格の底入れなどが背景。

◆不動産価格：価格上昇に歯止めの兆し

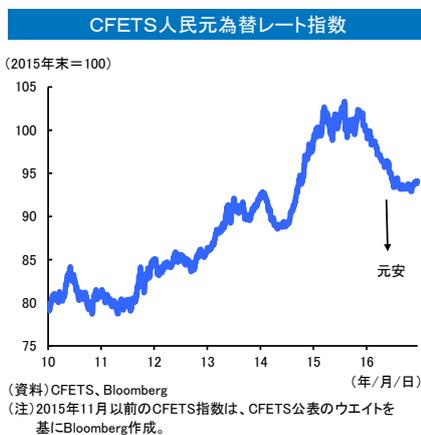
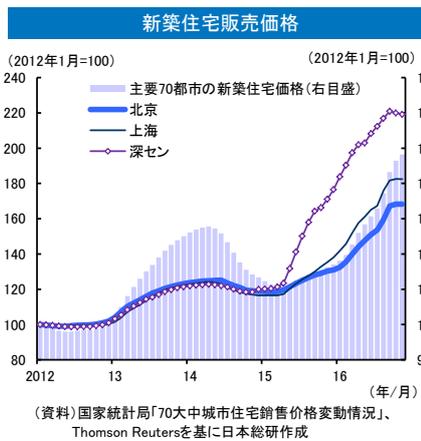
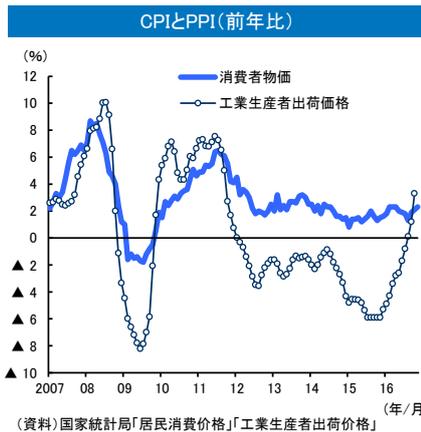
11月の主要70都市の新築住宅価格は前月比+0.6%と、上昇率は10月の同+1.1%から低下。70都市のうち住宅価格が前月から上昇した都市数は10月から7都市減り、55都市に。

もつとも、不動産価格が下落すると、金融機関は融資担保価値の目減りによって大きな損失を被り、金融機関の破綻が急増するリスクも。中国の潜在不良債権比率を独自推計したところ、2015年末時点で8.6%。こうしたなか、中国人民銀行は11月8日に発表した「2016年第三季度中国貨幣政策執行報告」では、強制的な不動産バブル潰しは、危機型のデレバレッジを発生させるリスクが大きいため、不動産価格の下落を警戒すべきと主張。

以上を踏まえれば、「中立的」というよりも「緩和的」な金融政策が採られる可能性も。その結果、不動産市場の過熱状況が続き、景気が上振れるというシナリオも想定可能。

◆人民元レート：元安は一服

人民元は米ドルに対して一段と減価。他方、円に対して増価。中国外貨交易中心（China Foreign Exchange Trade System）によると、足許では名目実効為替レートであるCFETS指数に底入れの動き。これは、中国からの資金流出に歯止めがかかりつつあることを示唆。資本規制の強化や公共投資の拡大が、為替の安定に寄与。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家に相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

CNY - 中国人民元

11月新規金融機関貸出は急増

為替相場・政策金利予測

	為替相場						政策金利									
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY		1年物貸出基準金利								
	Jan-03		6.9450			-		5.9153		-		16.91		-		4.35%
	四半期末予測		レンジ予測		四半期末	レンジ予測		四半期末	レンジ予測		四半期末	四半期末予測				
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg			
17Q1	7.0100	7.0000	6.8860	7.0620	5.9210	5.5290	6.0990	16.90	16.40	18.10	4.35%	4.35%				
17Q2	7.0500	7.0700	6.9260	7.1030	5.8800	5.4900	6.0560	17.00	16.50	18.20	4.35%	4.35%				
17Q3	7.1000	7.1000	6.9750	7.1530	5.8920	5.5020	6.0690	17.00	16.50	18.20	4.35%	4.35%				
17Q4	7.2100	7.1500	7.0830	7.2640	5.9340	5.5410	6.1120	16.90	16.40	18.10	4.35%	4.30%				
18Q1	7.1700	-	7.0440	7.2240	5.8670	5.4780	6.0430	17.00	16.50	18.20	4.10%	4.30%				
18Q2	7.1300	-	7.0040	7.1830	5.8010	5.4170	5.9750	17.20	16.70	18.40	3.75%	-				

「Bloomberg」:ブルームバーグによる中央値・加重平均予測、「SMBC」:SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

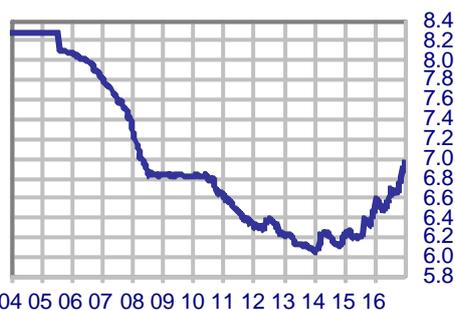
相場動向

USD/CNY-日足



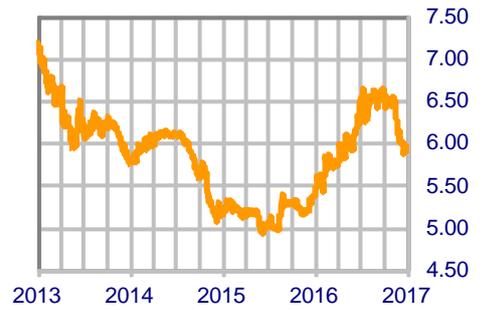
Sources: Bloomberg, CFETS

USD/CNY-週足



Sources: Bloomberg

JPY/CNY-日足



Sources: Bloomberg

上海総合指数-日足



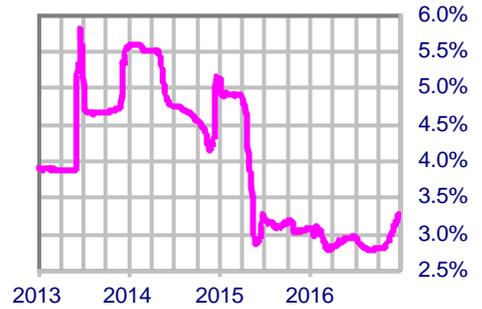
Sources: Bloomberg

上海総合指数-週足



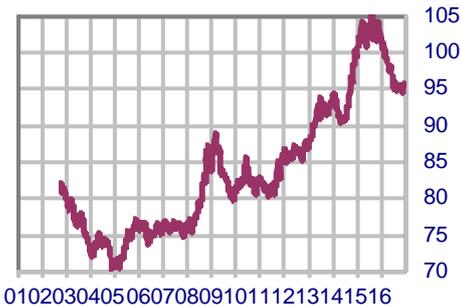
Sources: Bloomberg

3ヵ月物SHBOR-日足



Sources: Bloomberg

CNY名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

中国人民銀行 (PBOC) は12月14日に金融セクターにおける新規貸出データを発表した。これによれば、11月の新規金融機関貸出は7,946億元、増加した。これを受けて、1-11月の累計での貸出金額は11.6兆元となることで、2009年時の既往最大レベルを超えた恰好となった。中国政府は世界金融危機後の2009年に大幅な財政刺激策を実施していた。しかしながら、複数のアナリストは、今回の貸出金額の増加の一部は、季節的な要因によるものとも指摘している。広義のマネー・サプライ (M2) は前年比+11.4%となり、市場予想 (同+11.5%) をわずかに下振れた。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TWD - 台湾ドル

11月輸出受注は前年比+7.0%

為替相場・政策金利予測

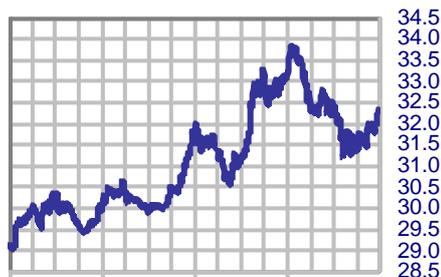
	為替相場						政策金利								
	1USD=TWD		100JPY=TWD			1TWD=JPY		公定歩合							
Jan-03	32.32		-			27.52		-		3.6330		-		1.375%	
	四半期末予測		レンジ予測			四半期末			レンジ予測			四半期末予測			
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg			
17Q1	32.50	32.50	32.10	34.60	27.40	26.00	28.80	3.6430	3.4670	3.8350	1.375%	1.400%			
17Q2	32.80	32.80	32.40	34.90	27.40	26.00	28.80	3.6550	3.4780	3.8480	1.375%	1.400%			
17Q3	33.00	32.80	32.60	35.20	27.40	26.00	28.80	3.6520	3.4750	3.8450	1.375%	1.400%			
17Q4	33.30	33.00	32.90	35.50	27.40	26.00	28.80	3.6490	3.4730	3.8410	1.375%	1.400%			
18Q1	33.10	-	32.70	35.30	27.10	25.80	28.50	3.6920	3.5140	3.8870	1.500%	1.500%			
18Q2	32.90	-	32.50	35.00	26.80	25.50	28.20	3.7360	3.5550	3.9330	1.500%	-			

Bloomberg:ブルームバーグによる中央値・加重平均予測、[SMBC]:SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

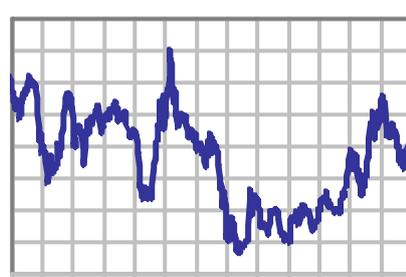
相場動向

USD/TWD-日足



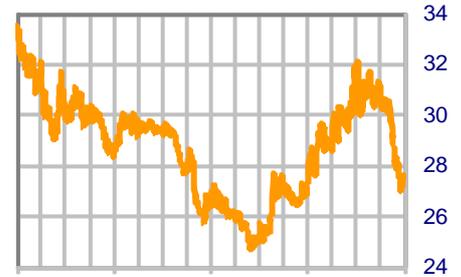
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



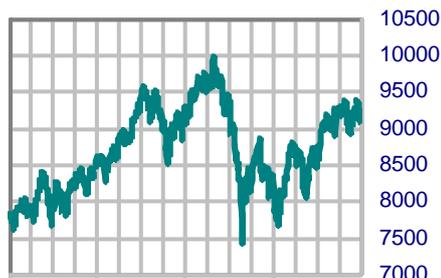
Sources: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD)-日足



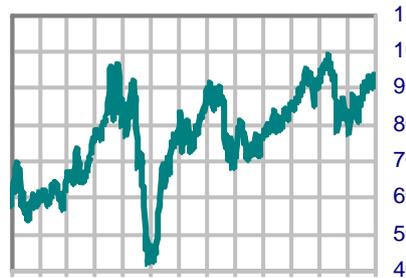
Sources: Bloomberg

加権指数-日足



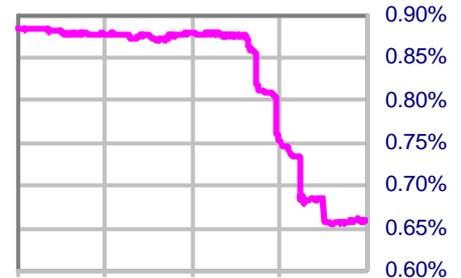
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



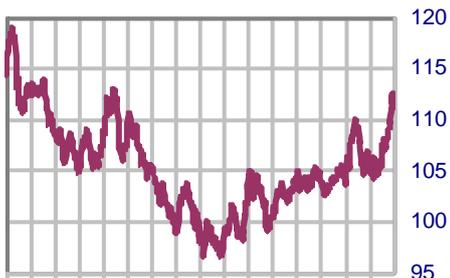
Sources: Bloomberg

3ヵ月物 T A B O R-日足



Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

台湾経済部 (Ministry of Economic Affairs) は12月20日に、11月輸出受注を発表。これによれば、輸出受注は前年比+7.0%と、市場予想 (同+5.0%) 対比上振れた。アナリストらはiPhone 7 による需要が年末まで台湾における輸出関連の企業活動を下支えるものと見ている。11月輸出受注のうち、中国および米国からの受注はそれぞれ前年比+12.0%、+10.1%。財別では、電子製品の受注が前年比+10.1%。エコノミストは、台湾の輸出受注をアジア域内の輸出動向を知る上での先行指標としてみており、台湾の輸出受注はアジア域内の輸出に2-3ヵ月程度先行する傾向にある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

HKD - 香港ドル

香港金融管理局は25bp利上げ

為替相場・政策金利予測

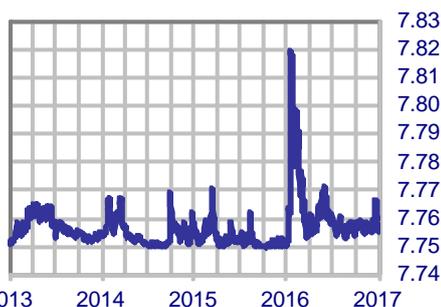
	為替相場						政策金利					
	1USD=HKD		100JPY=HKD			1HKD=JPY		HKMA基準金利				
	Jan-03		7.7573			-		1.00%				
	四半期末予測		レンジ予測			四半期末		レンジ予測		四半期末予測		
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg		
17Q1	7.7570	7.7600	7.7500	7.8500	6.5520	6.1680	6.7900	15.30	14.70	16.20	1.00%	-
17Q2	7.7570	7.7600	7.7500	7.8500	6.4700	6.0910	6.7050	15.50	14.90	16.50	1.25%	-
17Q3	7.7600	7.7600	7.7500	7.8500	6.4400	6.0620	6.6740	15.50	14.90	16.50	1.25%	-
17Q4	7.7600	7.7600	7.7500	7.8500	6.3870	6.0130	6.6190	15.70	15.10	16.70	1.50%	-
18Q1	7.7600	-	7.7500	7.8500	6.3500	5.9780	6.5810	15.70	15.10	16.70	1.50%	-
18Q2	7.7600	-	7.7500	7.8500	6.3140	5.9440	6.5440	15.80	15.20	16.80	1.75%	-

Bloomberg:ブルームバーグによる中央値・加重平均予測、SMBC:SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

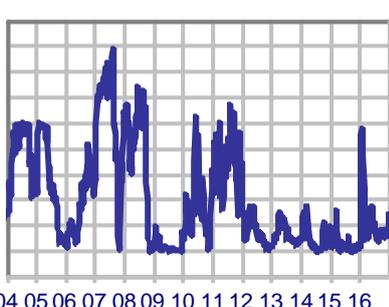
相場動向

USD/HKD—日足



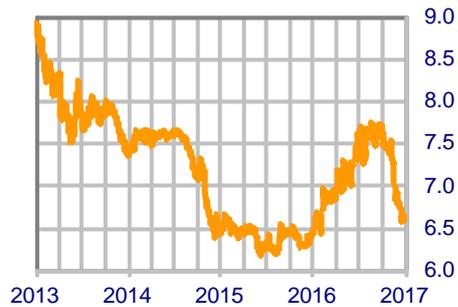
Sources: Bloomberg

USD/HKD—週足



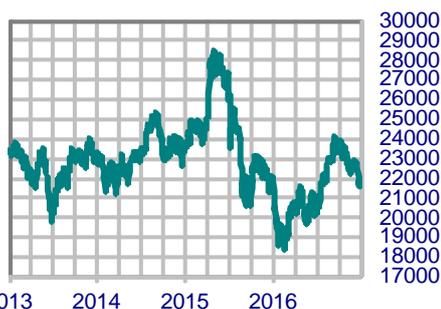
Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD)—日足



Sources: Bloomberg

恒生指数—日足



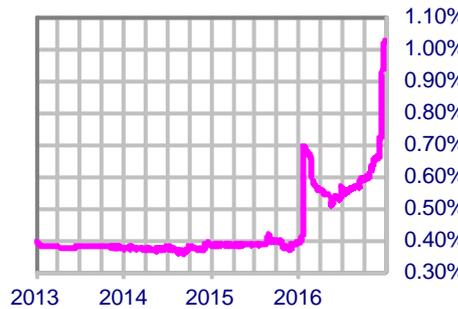
Sources: Bloomberg

恒生指数—週足



Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR—日足



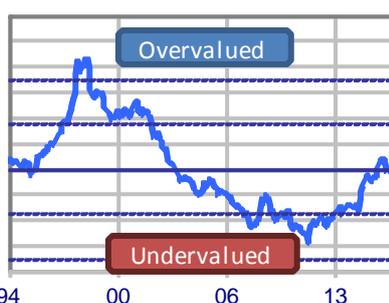
Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場—週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場—月足



Sources: Bloomberg

コメント

香港金融管理局 (HKMA) は12月15日に、政策金利であるベース・レートを25bp引上げ、1.00%にすることを発表した。利上げは、米連邦準備理事会 (FRB) が12月14日に政策金利であるFF金利を0.50-0.75%へ利上げしたことを受けてのもの。香港は香港ドルを米ドルにペッグさせている。政策金利 (Base Rateとも呼ばれる) は中銀ディスカウント・ウィンドウに関するレゴ取引に対する割引率算定の基礎となる。ノーマン・チャンHKMA長官は「香港ドルは、香港からの資本流出の規模、国際金融市場の動向、あるいはその他の関連要因により影響を受けると考えられる」とコメントした。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。